

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月8日
【四半期会計期間】	第122期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	飯野海運株式会社
【英訳名】	IINO KAIUN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関根知之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【電話番号】	東京（6273）3207
【事務連絡者氏名】	経理グループリーダー 小山聡司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【電話番号】	東京（6273）3207
【事務連絡者氏名】	経理グループリーダー 小山聡司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第121期 第3四半期 連結累計期間	第122期 第3四半期 連結累計期間	第121期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高(百万円)	57,600	62,905	77,975
経常利益又は経常損失() (百万円)	1,190	1,149	464
四半期純利益又は四半期(当期)純損失 () (百万円)	859	1,126	4,294
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	1,746	973	4,261
純資産額(百万円)	50,902	46,547	45,782
総資産額(百万円)	211,468	211,526	209,752
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失金額 () (円)	8.06	11.26	40.60
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	23.8	21.8	21.6

回次	第121期 第3四半期 連結会計期間	第122期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額() (円)	1.62	13.30

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

記載すべき事項はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間の世界経済は、欧州ではギリシャ国会の再選挙やスペインの金融システムを巡る不透明感の高まりから債務危機への懸念が再び広がり、アジアでは中国を中心とした新興国経済が低迷し、全体的に景気減速の度合いが強まりました。

わが国では、震災復興需要の持続など景気回復が期待されたものの、長引く円高やデフレ、厳しい雇用情勢に加え、日中関係の政治的緊張から経済は低迷しました。しかし、年末には政権交代を機に円安や株高が進み、景気回復への期待が強まりました。

このような経営環境の下、当社グループでは、既存契約の有利更改、効率的な配船や運航などに努めた結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は629億5百万円（前年同期比9.2%増）、営業利益は30億26百万円（前年同期比437.9%増）、経常利益は11億49百万円（前年同期は経常損失11億90百万円）、四半期純利益は11億26百万円（前年同期は四半期純損失8億59百万円）となりました。

各セグメント別の状況は以下の通りです。

外航海運業

当第3四半期連結累計期間の外航海運市況は以下の通りです。

原油タンカーおよびプロダクトタンカーにおいては、季節的要因などにより一時的に荷動きが回復し市況が上昇する局面がありました。しかし、景気と需要が低迷する中、引き続き船腹流入圧力が強く、総じて弱含みに推移しました。

ケミカルタンカーにおいては、欧州の債務危機や中国の景気後退の深刻化、さらに夏場の不需要期に船腹の需給が緩み、期初から運賃市況は値下がりが続けました。しかし、9月以降は大西洋地域の荷動きに加えて12月より北米からアジア向けの輸送も増えたことから運賃市況は下げ止まりました。また、アジアにおいて11月頃から中国、インドおよび欧州向けのパームオイルの輸送が急増し、12月には中東化学品生産者が在庫処分を急いだことからアジア向けの輸送量が増え、スポット運賃が急上昇しました。

ドライバルクキャリアにおいては、南米積み穀物輸送が市況を下支えしバルチック海運指数（BDI 1985年 = 1,000）が1,100台をつける局面もありました。しかし、全般的には輸送需要の低迷と新造船の高い供給圧力により市況は大型バルカーを中心に低位で推移し、600台～900台と低水準で推移しました。

なお、当第3四半期連結累計期間における当社グループの平均為替レートは¥79.75/US\$（前年同期は¥79.11/US\$）、平均燃料油価格はUS\$659/MT（前年同期はUS\$681/MT）となりました。

このような事業環境の下、当社グループの外航海運業の概況は以下の通りとなりました。

原油タンカーおよびプロダクトタンカーにおいては、支配船腹の大半を中長期契約に継続投入しており、安定収益の確保に努めました。

ケミカルタンカーにおいては、主力の中東を核とした航路では、5月から7月にかけて中東積み契約数量の落ち込みを補うため、スポット航海を成約しました。さらに東南アジアからインドやパキスタン向けのパームオイルの輸送量確保、欧州から中東向けの新規輸送契約の獲得により、安定的な集荷を行いました。東アジアから南米への配船では、ほぼ満船での航海を維持し、米国から日本向けのパイオ燃料輸送では、既存の貸船契約を2年間延長しました。また、大西洋と南米を中心に運航を行うジョイントベンチャーにおいても安定した輸送量を確保しました。

大型ガスキャリアにおいては、LPGキャリアおよびLNGキャリアとも中長期契約へ継続投入しており、当該期間においては新規契約獲得および既存契約の有利更改を実施し、さらなる安定収益の確保を実現しました。

ドライバルクキャリアにおいては、専用船の長期契約に加え、不定期船においても南米積みや中東航路の配船頻度を増やし輸送量を確保しました。また、6月に開設した大連駐在員事務所での情報収集により、中国向け穀物や中国積み鋼材などでも輸送実績を重ねました。

以上の結果、外航海運業の売上高は484億80百万円（前年同期比3.7%増）、営業損失は1億86百万円（前年同期は営業利益13百万円）となりました。

内航・近海海運業

当第3四半期連結累計期間の内航・近海海運市況は以下の通りです。

内航輸送においては、夏場まで低迷したLPGの荷動きの伸びが、冬場の需要期入りが遅れたこともあり限定的となりました。石油化学ガスは、生産プラントの定期修理や国内需要の低迷による減産の影響もあり、荷動きは総じて低調に推移しました。

近海輸送においては、中国向け輸送は低迷を続けておりましたが、石油化学ガスの大口ユーザーの設備トラブルにとともに国内向けの輸送分を輸出に振り向けたため、一時的に船腹需給が引き締まりました。

このような事業環境の下、当社グループの内航・近海海運業の概況は以下の通りとなりました。

内航輸送においては、特定荷主との契約に基づく専航船が安定収益に寄与しました。その他の運航船は夏場で稼働が低迷したものの、冬場の需要期に入り挽回しました。

近海輸送においては、引き続き支配船腹の大半を中長期契約に投入しており安定収益を確保しました。また、10月に運航を開始した6,500m³の高圧船に引き続き、12月には6,800m³の冷凍タイプのガスキャリア1隻の短期用船を成約し、船隊の拡充を図りました。

以上の結果、内航・近海海運業の売上高は59億26百万円（前年同期比3.1%減）、営業利益は1億72百万円（前年同期比12.5%増）となりました。

不動産業

当第3四半期連結累計期間の不動産市況は以下の通りです。

東京のオフィスビル賃貸においては、当第3四半期連結累計期間の前半に竣工した新築大型物件に未成約スペースが多く空室率を押し上げましたが、供給が一息ついた秋以降は空室率、賃料水準ともに、改善の兆しが見えてきております。しかし、景気動向が好転しないこともあり、その改善率は振るわず、テナント誘致は厳しい状況が続いております。

ホールやカンファレンスルームにおいては、再開発ビルに併設される競合施設が多く、企業のコスト見直しによる催事などの縮小傾向も重なり、施設間競争は激しさを増しております。

フォトスタジオにおいては、景気低迷により広告業界および出版業界からの案件は減少、利用単価も落ち込み、厳しい状況が続いております。

このような事業環境の下、当社グループの不動産業の概況は以下の通りとなりました。

賃貸ビルにおいては、飯野ビルディングを含め所有する全ビルで各テナントに対し良質なサービスを提供することで安定稼働を維持しました。

当社グループのイイノホール&カンファレンスセンターにおいては、官庁街の立地を生かし、各省庁主催のセミナー、講演会、その他催物を積極的に誘致し、稼働の維持に努めました。

スタジオ関連事業を行うイイノ・メディアプロにおいては、海外部門とレタッチ部門は堅調に推移しておりますが、スタジオ部門は稼働が低迷、利用単価も落ち込みました。

以上の結果、不動産業の売上高は85億65百万円（前年同期比79.1%増）、営業利益は30億40百万円（前年同期比666.1%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産残高は前連結会計年度末に比べ17億74百万円増加し、2,115億26百万円となりました。これは主に船舶への投資による固定資産の増加によるものです。

負債残高は前連結会計年度末に比べ10億9百万円増加し、1,649億79百万円となりました。これは主に船舶への投資に対する長期借入金とリース債務の増加によるものです。

純資産残高は前連結会計年度末に比べ7億65百万円増加し、465億47百万円となりました。これは主に利益剰余金の増加によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、同業種あるいは異業種他社との提携や企業買収が、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様との利益の向上の実現に向けた有力な手段の一つとなり得ると認識しておりますが、そのような他社との提携や企業買収は、当事者同士が納得、合意した上で友好裡に進められてこそ、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の利益の最大化の実現を図ることができるものであると考えております。また、大規模買付行為(下記3.において定義されます。以下同じです。)を受け入れるかどうかは、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には株主の皆様のご判断によるべきものであると考えます。

しかしながら、昨今、わが国においても敵対的な企業買収の動きが活発化してきております。当社の企業価値ひいては株主の皆様の利益を向上させる買収提案が経営者の保身目的で妨げられてはならないことは当然のことであり、また、当社取締役会の同意を得ない買収提案が必ずしも当社の企業価値を損ない株主の皆様の利益を害するものであるとは限らないものの、このような敵対的な企業買収の中には、株主の皆様に対して当該企業買収に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該企業買収の条件・方法等について検討し、また当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の利益を著しく損なう企業買収もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の利益を中長期的に確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような企業買収に該当する行為等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の利益を著しく損なう大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様
の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記 の中期経営計画等による企業価値向上への取組み及び下記
のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組
みを実施しております。

中期経営計画等による企業価値向上への取組み

ア. 当社の事業の概要

当社は、外航海運業、内航・近海海運業及び不動産業を事業の柱とし、「安全の確保が社業の基盤」を経営理念の
最初に掲げ、永続的な成長を目指した経営を行っております。外航海運業及び内航・近海海運業においては、国際的
な自由競争のもと、国内外の荷主との良好な関係を基礎とする中長期の契約関係に基づき、安定的な収益構造を築
いております。また、不動産業においては、既存物件の収益性の向上及び有利物件の新規獲得による収益の拡大を目
指し、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化に努めて
おります。

そして、上記のとおり、当社が営む外航海運業、内航・近海海運業及び不動産業において、安全の確保は、事業の発
展基盤であり、当社の企業価値の基礎であるとともに、国内外の地域社会を含む社会全体への貢献の基盤となっ
ていますが、これらの事業（3セグメント事業）において安全を確保するためには、中長期的な視点からの安定的な経
営が不可欠です。特に、中長期的な視点からのヒトへの投資と教育が必要不可欠であると考えております。

したがいまして、経営判断に当たっては、安全の確保・環境保護・法令遵守を判断の基盤におき、常に中長期的な
業績の向上を目指しております。また、大きな収益は見込めないものの当社グループのブランドイメージの向上や
社会全体に貢献する文化的事業については、最終的に当社の企業価値の向上に資するものであれば、今後も取り組
んでまいります。下記イ.の中期経営計画もこれらの方針に基づいて策定されておりますが、その方針は、株主の皆
様の共同の利益の最大化、安定配当体制の継続に資するものと考えております。

イ. 中期経営計画

当社グループは、平成23年4月14日に、従来の中期経営計画「ISG12」に代えて、新たに3カ年の新中期経営計画
「IEG14 (Iino's Evolutionary Growth Plan to 2014)」(平成23年4月～平成26年3月)を策定いたしました。本計
画においては、「成長と進化」をテーマとし、重点課題である3つの柱と基本的な取り組みである5つの土台の構築
を掲げております。

当社グループは、本計画の遂行により、特に外航海運業と内航・近海海運業により構成される海運事業のさらなる
成長を目指した構造改革を行い、海運事業と不動産事業を両輪とした経営の一層の質的強化を図ります。

3つの柱

1. ケミカル船事業の構造改革
2. 不動産事業を含めた安定収益基盤の強化
3. 新興国需要を取り込んだ中小型船の事業展開

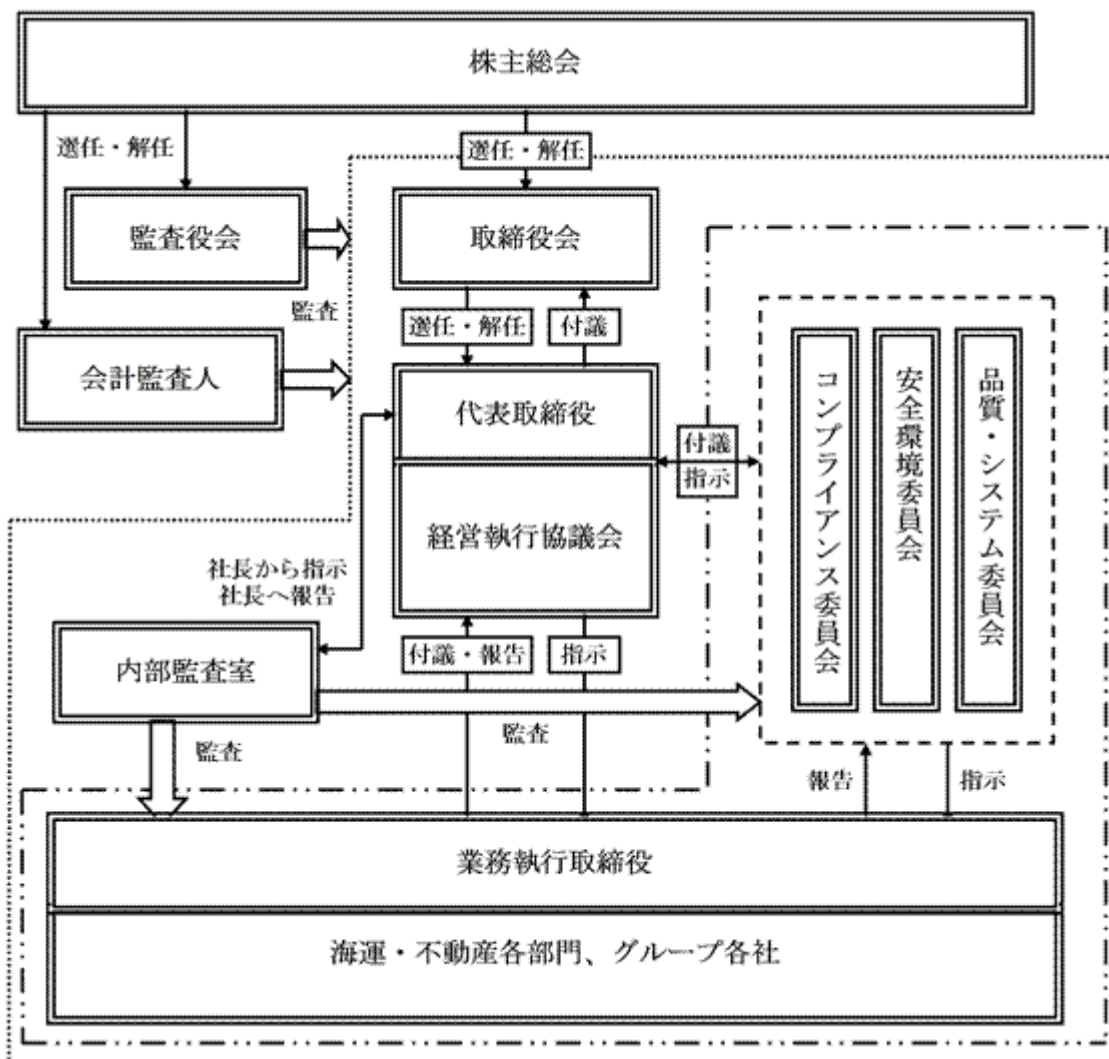
5つの土台

1. 市況変動に対する耐性強化
2. 財務基盤の強化
3. 質的転換
4. 安全の徹底
5. 環境負荷低減への取り組み

コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンス（企業統治）を「企業を構成する様々な主体（ステークホルダー）間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現する為の枠組み」と考えております。そのため、取締役会をはじめとする各経営組織における意思決定及び業務の執行については、法の定める趣旨に加えて、株主、従業員及びその他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ねております。



(2) コーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する施策の実施状況

< 企業統治の体制 >

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行うために原則として毎月1回定例取締役会を開催し、また常勤監査役と社外監査役である非常勤監査役で構成される定例監査役会を原則として毎月1回開催しますとともに、会計監査人、監査役、代表取締役社長直属の内部監査室が相互に連携して監査にあたる監査体制をとっております。

業務執行に関しては、取締役及び常勤監査役により構成される経営執行協議会を毎週開催し、取締役会に付議又は報告される事項の審議、代表取締役や業務執行取締役の業務執行に関する重要事項の審議、経営に関する意見交換及び情報交換を行っております。

< 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況 >

当社グループにおきましては業務の適正を図るべく次の通り内部統制システム及びリスク管理体制を構築しております。

- 1) 取締役・使用人の職務の執行に係るコンプライアンスに関しましては「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」においてコンプライアンスに関する政策立案とその推進を図っております。チーフコンプライアンスオフィサーは内部監査室及び監査役と連携してコンプライアンスに関する業務を指揮し、役職員は法令違反等に関する報告義務及び内部警報連絡義務を負っております。
- 2) 当社グループの業務執行に関する船舶・建物における重大な事故・事件等によるリスクにつきましては、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」において、当社グループの安全及び環境に関する政策立案並びにその推進を行うとともに、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。
- 3) システム及び事務に関するリスクにつきましては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」において、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案並びにその推進を行うとともに、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。
- 4) さらに、不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・事件が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」及び「災害対策基本規程」に基づき代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、危機管理に当たります。
- 5) 取締役・使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書保存規程」、「文書管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本規程」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。
- 6) 当社グループ全体のリスク管理体制につきましては、グループ各社社長も構成メンバーとする当社グループの横断的組織である「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」及び「品質・システム委員会」からなる三委員会体制に基づき、当社グループ全体のリスク管理の徹底を図っております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成22年4月30日開催の当社取締役会において、同年6月25日開催の当社第119期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、当社の株券等の大規模買付行為に関する概ね下記の内容の対応方針(以下「本方針」といいます。)を導入することを決定し、また、本方針の導入については上記定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決頂いております。なお、本方針の有効期間は、平成25年に開催予定の当社第122期定時株主総会の終結時までです。また、平成24年9月30日現在の当社の大株主の状況につきましては、第122期第2四半期報告書の「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (6) 大株主の状況」をご参照下さい。

本方針の内容の詳細については、当社ホームページ(<http://www.iino.co.jp/kaiun/docs/100430-5%20Baisyubuouei.pdf>)及び<http://www.iino.co.jp/kaiun/docs/120427-3%20Baishuboei.pdf>)をご参照下さい。

記

本方針の対象となる行為

本方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)を対象としております。

大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールは次のとおりです。

ア. 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、本方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出して頂きます。

イ. 大規模買付情報の提供

当社は、大規模買付意向表明書を提出して頂いた日から10営業日(初日不算入)以内に、大規模買付者に対して、提供して頂くべき情報を記載した提供情報リストを発送いたしますので、大規模買付者には、かかる提供情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役社長に提供して頂きます。

上記の提供情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家等の助言を得た上で、合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、その旨を開示いたします。

ウ. 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、最長60日間又は90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様に公表いたします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対して、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

大規模買付行為がなされた場合における対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することといたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、社外監査役を含む当社監査役全員（但し、事故その他やむを得ない事由により当該取締役会に出席することができない監査役を除きます。）の賛成を得た上で決議することといたします。

なお、所定の場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。株主意思確認総会を招集する場合には、当社取締役会は、特別委員会への諮問の手続を経ることなく、株主意思確認総会決議の内容に従って対抗措置の発動の決議をすることができます。

本方針における対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他法令及び当社の定款上認められる手段を想定しております。そして、本新株予約権については、当社の株券等の大量保有者等は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めることを予定しております。また、当社は、上記非適格者以外の株主の皆様が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき当社の普通株式1株を交付することができる旨の差別的取得条項を定めることを予定しております。

本方針の廃止及び変更

本方針の有効期間の満了前であっても、（ ）当社株主総会において本方針の廃止若しくは変更が決議された場合又は（ ）当社取締役会において本方針の廃止が決議された場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されます。また、（ ）平成23年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続が決議されなかった場合には、本方針はその時点で廃止されます。

4. 上記2.の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様
の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記2.の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通
じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させてい
くことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は
困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記1.の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記2.の取組みは上記1.の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものでは
なく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5. 上記3.の取組みについての当社取締役会の判断

上記3.の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者及び当社の企
業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者
に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、上記3.の取組みは、これらの大規模買付者によ
る大規模買付行為を防止するものであり、上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の
方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記3.の取組みは、当社の企業価値ひいて
は株主の皆様共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者
が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間
の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記3.の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議に
よる導入、株主意思確認総会の招集及びサンセット条項)、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員
会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3.の取組みの合理性・公正性を確保するための様々な制度
及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記3.の取組みは上記1.の基本方針に沿うものであり、株主の皆様共同の利益を損なうものでは
なく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	111,075,980	111,075,980	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は100 株であります。
計	111,075,980	111,075,980	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日	-	111,075	-	13,092	-	6,233

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 11,085,100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 99,857,700	998,577	同上
単元未満株式	普通株式 133,180	-	同上
発行済株式総数	111,075,980	-	-
総株主の議決権	-	998,577	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式90株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 飯野海運株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号	11,085,100	-	11,085,100	9.97
計	-	11,085,100	-	11,085,100	9.97

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	57,600	62,905
売上原価	52,097	55,462
売上総利益	5,503	7,443
販売費及び一般管理費	4,940	4,418
営業利益	563	3,026
営業外収益		
受取利息	61	27
受取配当金	205	244
為替差益	42	263
その他営業外収益	95	27
営業外収益合計	403	562
営業外費用		
支払利息	1,962	2,061
持分法による投資損失	11	266
その他営業外費用	183	112
営業外費用合計	2,155	2,439
経常利益又は経常損失()	1,190	1,149
特別利益		
固定資産売却益	1,167	211
投資有価証券売却益	-	71
傭船解約金	249	-
補助金収入	15	-
特別利益合計	1,430	282
特別損失		
減損損失	842	150
投資有価証券売却損	6	-
投資有価証券評価損	139	0
固定資産除却損	0	6
その他特別損失	21	15
特別損失合計	1,008	172
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	767	1,259
法人税等	118	136
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	886	1,123
少数株主損失()	27	3
四半期純利益又は四半期純損失()	859	1,126

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	886	1,123
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	920	1
繰延ヘッジ損益	126	130
為替換算調整勘定	70	56
持分法適用会社に対する持分相当額	4	36
その他の包括利益合計	860	151
四半期包括利益	1,746	973
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,768	1,065
少数株主に係る四半期包括利益	23	92

(2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,021	8,665
受取手形及び売掛金	6,647	8,450
貯蔵品	2,545	2,610
商品	56	53
販売用不動産	177	177
繰延及び前払費用	1,604	1,718
繰延税金資産	54	54
未収還付法人税等	411	284
その他流動資産	6,181	4,208
貸倒引当金	2	2
流動資産合計	27,696	26,218
固定資産		
有形固定資産		
船舶(純額)	63,372	63,740
建物及び構築物(純額)	54,568	52,855
土地	40,019	40,019
建設仮勘定	5,665	7,961
その他有形固定資産(純額)	3,632	6,568
有形固定資産合計	167,257	171,143
無形固定資産		
電話加入権	9	9
その他無形固定資産	644	615
無形固定資産合計	653	624
投資その他の資産		
投資有価証券	12,827	12,151
長期貸付金	143	112
繰延税金資産	323	324
その他長期資産	862	955
貸倒引当金	9	2
投資その他の資産合計	14,146	13,540
固定資産合計	182,056	185,308
資産合計	209,752	211,526

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,041	6,113
1年内償還予定の社債	200	200
短期借入金	21,243	18,673
未払費用	307	330
未払法人税等	137	32
繰延税金負債	122	270
前受金	1,676	1,584
賞与引当金	254	56
その他流動負債	1,760	3,236
流動負債合計	32,739	30,494
固定負債		
社債	300	100
長期借入金	114,212	115,932
退職給付引当金	1,088	1,151
役員退職慰労引当金	47	52
特別修繕引当金	777	906
受入敷金保証金	7,996	7,965
リース債務	3,313	6,315
繰延税金負債	1,222	1,092
その他固定負債	2,277	971
固定負債合計	131,231	134,485
負債合計	163,970	164,979
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,092	13,092
資本剰余金	6,432	6,431
利益剰余金	28,854	29,780
自己株式	4,910	4,910
株主資本合計	43,468	44,394
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	193	192
繰延ヘッジ損益	1,730	1,726
為替換算調整勘定	156	212
その他の包括利益累計額合計	1,767	1,705
少数株主持分	548	448
純資産合計	45,782	46,547
負債純資産合計	209,752	211,526

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更】

該当事項はありません。

【会計上の見積りの変更】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

(1)保証債務

前連結会計年度 (平成24年3月31日)			当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)		
LNG EBISU Shipping Corporation	設備資金	2,105百万円	LNG EBISU Shipping Corporation	設備資金	1,994百万円
Tri-Tiger S.A.	"	1,710	Tri-Tiger S.A.	"	-
Jipro Shipping S.A.	"	3,893	Jipro Shipping S.A.	"	3,630
Central Tanker S.A.	"	1,053	Central Tanker S.A.	"	1,693
計		8,760	計		7,317

(2)連帯債務

前連結会計年度 (平成24年3月31日)			当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)		
他の連帯債務者	連帯債務額のうち 他の連帯債務者負担		他の連帯債務者	連帯債務額のうち 他の連帯債務者負担	
日本郵船(株)	設備資金	1,193百万円	日本郵船(株)	設備資金	253百万円
(株)商船三井	"	979	(株)商船三井	"	207
川崎汽船(株)	"	402	川崎汽船(株)	"	85
計		2,575	計		545

なお、連帯債務額のうち当社負担額は、連結貸借対照表項目のうち、長期借入金及び短期借入金(1年内返済予定の長期借入金)に計上しております。

なお、連帯債務額のうち当社負担額は、四半期連結貸借対照表項目のうち、長期借入金及び短期借入金(1年内返済予定の長期借入金)に計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。
なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
減価償却費	6,608百万円	7,696百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	213	2.0	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間
末後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	200	2.0	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間
末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	外航 海運業	内航・近海 海運業	不動産業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	47,111	5,727	4,763	57,600	-	57,600
セグメント間の 内部売上高又は振替高	377	392	18	33	33	-
計	46,734	6,118	4,782	57,633	33	57,600
セグメント利益	13	153	397	563	0	563

(注)1. セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「外航海運業」セグメントにおいて、当社の子会社が保有する船舶について売却を決定したことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、第3四半期連結累計期間においては842百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	外航 海運業	内航・近海 海運業	不動産業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	48,864	5,531	8,511	62,905	-	62,905
セグメント間の 内部売上高又は振替高	384	396	54	66	66	-
計	48,480	5,926	8,565	62,971	66	62,905
セグメント利益又は損失()	186	172	3,040	3,026	0	3,026

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額0百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「外航海運業」セグメントにおいて、当社の子会社が保有する船舶について帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、第3四半期連結累計期間においては150百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()	8円06銭	11円26銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失額()(百万円)	859	1,126
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失額()(百万円)	859	1,126
普通株式の期中平均株式数(千株)	106,653	99,991

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月8日

飯野海運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金塚厚樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川瀬洋人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている飯野海運株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結貸借対照表及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。